

議案第52号
令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）

資料3-1 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳児から中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給するものです。

2 事業概要

（1）支給対象者

対象は、令和2年3月31日までに生まれた児童を養育している児童手当受給者（特例給付受給者を除く）であり、3月まで中学生であった児童（新高校1年生）を養育している児童手当受給者も含まれます。

※ 本市の支給対象児童数は、概算で26,180人です。（公務員世帯を含む）

[公務員は、所属庁から支給対象者である旨の証明を受けた後、居住市町村に申請]

（2）支給額 対象児童1人につき、1万円を支給します。

（3）支給予定日 令和2年（2020年）6月24日 ※児童手当支給日に合わせます。

（4）支給する市町村の基準

令和2年3月31日時点で居住している（住民登録のある）市町村で支給します。

3 事業費及び事務費

（1）事業費 261,800千円 @10,000円×23,800人【3月対象児童数】

@10,000円×2,380人（公務員）

【3月対象児童数】×0.1

（2）事務費 20,348千円

[主な費用]・郵送費 2,300千円（お知らせ、振り込み通知書等）

・手数料 9,075千円（銀行振込手数料）@550円×16,500世帯

・委託費 8,705千円

（子育て世帯臨時特別給付システム導入費7,535千円）

（お知らせ、振り込み通知書等封入・封緘業務委託費1,170千円）

（3）財源 国庫補助金（令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事業費及び事務費の国庫補助率は、10/10です。）